

税 務

法律・労務対策事例版

No. 1719

9月の税務

- 1, 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限…9月10日
- 2, 7月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所得税)・法人住民税〉
申告期限…9月30日
- 3, 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月30日
- 4, 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月30日
- 5, 1月決算法人の中間申告〈法人税・法人事業税・法人住民税〉…半期分
申告期限…9月30日
- 6, 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、10月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月30日
- 7, 消費税の年税額が4,800万円超の7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限…9月30日

《もくじ》

◎税務のニュース

- みずほ総研／プレミアム商品券／効果は限定的か … 2

◇中小企業経営者のための豆知識

- 必要経費と節税
1. 中小企業等の経費と節税 … 3
 2. 節税に役立つ必要経費 … 4
 3. 必要経費を使った節税方法 … 7
 4. 領収書やレシートを保管しておく … 8

▲中小企業経営者のための豆知識

- 再転相続
1. 再転相続とは … 11
 2. 再転相続の具体例 … 11
 3. 再転相続の相続放棄の考え方 … 12
 4. 再転相続の熟慮期間 … 12

○中小企業経営者のための法人税入門 第3章【費用の税務】

- 11 引当金
- (5) 貸倒引当金の経理貸倒 … 15

▼中小企業経営者のための仕訳の実例

◎創立費償却の仕訳

1. 創立費償却とは
- (1) 創立費償却の定義・意味など … 17
2. 創立費償却の決算等における位置づけ等
- (1) 創立費償却の財務諸表における区分表示と表示科目 … 18

必要経費と節税

毎年の決算や税務申告は、企業にとっても大変な作業です。

もっとも、決算時期や納税の時期だけが大変なのではありません。事業年度を通じて節税対策を講じる必要がありますし、節税対策のために必要となる必要経費として算入できる経費の領収書などを、保管、管理しなくてはなりません。

多くの書類の仕分けや管理、計上で悩まされている経営者や経理担当者も多いことでしょう。

今回は、節税のために重要な位置づけとなる、基本的な必要経費について説明していききたいと思います。

1. 中小企業等の経費と節税

必要経費とはその収入を得るためにかけたコストのことで、通常、収入から必要経費を控除した部分が所得、いわゆる利益となり、その所得に対して税金が課税される仕組みです。

そのため、必要経費として認められる項目をしっかりと理解し、適切に金額を計上することで、所得の圧縮ができ、税金額が減る、という意味で節税にもつながるのです。

(1) 課税の仕組みと経費

そもそも、どうして経費で落とせば節税に繋がるのでしょうか。それを知る為には、会社（個人事業主）に対する課税の仕組みを理解しなくてはなりません。

所得税は、売り上げではなく課税所得に課されます。課税所得とは、収入から必要経費や控除を差し引いた残りを指します。つまり、個人事業主の場合、所得税は下記の通り計算されます。

$$\text{所得税} = (\text{売り上げ} - \text{必要経費} - \text{各種控除}) \times \text{所得税率}$$

一方、法人（株式会社等）の場合、税法上の所得（益金－損金）に対して法人税が課されます。正確には若干異なりますが、損金が個人事業主で言う経費のイメージです。つまり、法人の場合、法人税は下記の通り計算されます。

$$\text{法人税} = (\text{益金} - \text{損金}) \times \text{法人税}$$

以上が、個人事業主、法人の課税システムです。

上記を見れば分かるとおり、節税する為には経費（損金）を増やすか、控除を増やす必要があります。

しかし、本来経費で処理出来るものを処理していない企業は少なくありません。言い換えると、本来支払わなくても良い税金を支払っているのです。特に個人事業主の場合、経費を正確に計上していない方が多く、節税を成功させる為には、全ての経費を計上しましょう。

(2) 効果的な節税とは

上述の通り、経費が多ければ多いほど節税に繋がります。

しかし、節税のために経費を増やすのはオススメ出来ません。経費を多く計上し節税できても、手元に残る利益が少なくなる可能性があるからです。最終的な目的は、「手元に多くの利益を残す」事であり、「節税する」事ではありません。節税のために、不必要に経費を出費しては本末転倒です。

つまり、最も効果的な節税とは、「不必要な経費を控える」方法です。無駄な出費を抑えるのは言うまでもありませんが、それに加えて、経費の使い所を考えることも節税には大切です。

そもそも経費とは、「事業を遂行する上で不可欠な出費」を指します。不必要なのに、節税の為にわざわざ支出するのは、本来の意味での経費ではありません。本当に必要な費用のみ出費すれば、節税の効果が最大限に発揮されます。「節税は手段であって目的では無い」ことを肝に命じておきましょう。

2. 節税に役立つ必要経費

経営者の方が、節税に役立てられる必要経費を、7つお伝えします。

ここで説明する経費は、計上するほど節税対策に繋がります。ただし、繰り返しになりますが、経費の支出は最低限に抑えましょう。

(1) 消耗品費

消耗品費とは、事務用品（文房具など）、工具（加工作業で使用される道具類）、器具備品（10万円未満のオフィスで使用する機器類）などが該当します。

仕事で使用していれば、コピー用紙やパソコンの関係用品などは全額経費になります。器具備品類の修理や保守にかかった費用も同じです。

頻繁に購入するモノなので、かえって経費計上を忘れやすいです。節税の為に、必ず経費として落としましょう。

(2) 減価償却費

減価償却費とは、10万円以上又は法定耐用年数が1年以上の備品・設備に関する費用です。10万円未満ならば消耗品、それ以上なら減価償却費という訳です。

消耗品と同じく、減価償却費も節税に役立てられます。ただし、消耗品とは違い、一括で経費として落とせる訳ではありません。各資産ごとに、年間で落とせる減価償却費を計算する必要があります。

後述しますが、30万円未満の資産を一括で経費計上できる場合もあります。

(3) 接待交際費

会社を経営していると、取引先等と食事する場合があります。仕事関係での飲食費は、基本的には経費として落とせます。

「中小法人」に該当する場合は、年間800万円までは経費として計上できる仕組みとなっています。

ただし、一部節税対策として活用できないケースもあります。

確実に節税対策を意識するならば、一人当たりの飲食費を5,000円未満に抑えましょう。一人当たり飲食費が5,000円未満ならば、「会議費」として全額を経費として落とせます。

(4) 旅費交通費

経営者の方は、出張で遠くまで行く日がありますよね。会社員の場合でも、毎日通勤で費用がかかります。

仕事上に関する旅行費や交通費も、必要経費の一つです。基本的には、全額を損金として計上できます。また、仕事に必要な物を購入する際の交通費も含まれます。

ただし、場合によっては交際費や研修費等、他の必要経費として見なされる場合があります。

(5) 租税公課

租税公課も節税に役立てられます。

租税公課とは、税金の中でも経費として処理できるものです。全ての税金を経費として計上できる訳ではないので注意しましょう。

主な租税公課（節税効果を生む税金）は、下記になります。

- ・事業税
- ・不動産取得税
- ・固定資産税
- ・自動車税
- ・消費税

一方で、租税公課として損金算入できない税金は下記になります。

- ・贈与税
- ・所得税
- ・住民税
- ・相続税

上記以外にも、ペナルティとして課される税金は経費計上出来ません。租税公課は複雑なので、節税の為に経費計上する際には要注意です。

(6) 広告宣伝費

広告宣伝費とは、自社の製品やサービスを一般の人に対して宣伝するための費用で、インターネット広告や新聞広告の費用、テレビCM作成、パンフレット作成などにかかった費用の勘定科目です。

自社が取り組んでいる事業をより多くの方に知ってもらい、利用してもらうためには広告宣伝費も必要な支出の1つです。会社や商品・サービスの紹介、求人広告に費やす費用も、経費として落とせます。

主に下記の広告宣伝費が、節税対策として活用可能です。

- ・新聞やラジオ等のメディアでの宣伝費用
- ・チラシ広告やポスターの作成費用
- ・ホームページ作成費用
- ・リスティング広告等のネット広告費用
- ・求人広告費用

他の節税対策よりも、決算直前でも活用しやすいのがメリットです。

ただし、特定の相手に対する宣伝や広告は、交際費とみなされる可能性があります。

交際費は前述の通り、経費として落とせる額に限りがあります。一定範囲を超えた場合、追加で税金を支払う恐れが出てきます。あくまで不特定多数の相手に対しての宣伝のみを、広告宣伝費として計上できます。

確実に節税するためにも、税理士に広告宣伝費の範囲を相談しましょう。

(7) 福利厚生費

福利厚生費とは、ひと言で表すと「従業員の生活向上や労働環境改善のために支出される費用」のことです。具体的な費用の例としては、以下が挙げられます。

- ・住宅手当
- ・交通費
- ・医療費
- ・社員旅行
- ・慶弔見舞金

このように、福利厚生費として適用できる費用の範囲は幅広いことが分かります。これらのほかにも、忘年会や歓送迎会の費用、残業している社員のための食事代など、「従業員の生活向上や労働環境改善のため」であれば適用できるのが福利厚生費の特徴です。

福利厚生費の適用範囲は広いですが、経費として計上するためには、次の2つの要件を満たさなければなりません。

① 平等に機会があること

福利厚生費の基本要件の1つ目は「機会の平等性」です。原則として、会社が負担した費用を受け取る機会が全社員に存在しなければなりません。一部の社員だけを対象にしているような場合は、経費として計上できないということです。

② 妥当な金額であること

2つ目の要件は「金額の妥当性」です。金額の上限が定められているわけではありませんが、常識を逸脱するほど高額である場合は、税務調査で対象になる可能性があります。

節税対策を考える上で、特に注意すべきが社員旅行です。

決算直前でも経費で落とせる為、社員旅行は効果的な節税対策です。ただし、損金として計上する為には、下記の条件を全て満たす必要があります。

- ・旅行規模や目的、行程が常識の範囲内
- ・旅行費用が約10万円以内
- ・旅行期間は4泊5日以内（海外旅行→海外での滞在日数が4泊5日以内）
- ・従業員の半数以上が旅行に参加
- ・日程表や旅行費用に関する資料は必ず保管する
- ・自己の都合による不参加者へ現金を支給しない

以上7つが節税に役立つ必要経費です。決算直前は、今一度経費の計上漏れが無いか確認しましょう。

3. 必要経費を使った節税方法

では次に、必要経費を使った具体的な節税方法を解説します。

(1) 短期前払費用の特例活用

本来翌期に支払う費用のうち、今期に支払う費用を「前払費用」と呼びます。税務上、原則前払費用を当期分として計上するのは認められません。しかし、条件を満たせば、前払費用を当期に計上可能となります。

前払費用を当期分として計上する為には、下記の条件を満たさなくてはなりません。

- ・一定の契約に則って、継続的にサービスを活用する
- ・支払日から1年以内に、サービスの提供を受ける
- ・支払う費用が収益と対応しない（売上原価を経費には出来ない）
- ・今期のみならず、今後も毎年続けて前払を行う

上記条件を満たせば、前払費用を損金として落とせます。ただし、最初の決算時だけしか節税効果が生じない点には注意が必要です。

(2) 各種共済への加入

民間の生命保険等とはひと味違う「経営セーフティ共済」と「小規模企業共済」。国が運営する積立制度を効果的に活用しましょう。

「経営セーフティ共済」と「小規模企業共済」は、どちらも「独立行政法人中小企業基盤整備機構」が運営する中小企業向けの国の共済制度です。

これらの制度はともに、支払うときに節税できて、原則、お金が減らずに戻ってくる共済制度です。

では、各共済制度について解説します。

① 中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）

中小企業倒産防止共済とは、取引先が倒産した際に、連鎖的に自社が倒産するのを防止する共済制度です。

万が一の際には、無担保・無保証人で、支払い掛金の10倍まで融資を受けられます。

この共済への掛け金は、全額を経費計上できます。

共済への掛け金は、月額5,000円から20万円までの範囲内で選べます。つまり、最大で年間240万円も経費として落とせます。さらに、初年度に上述した前払を実行すれば、さらなる節税効果が期待できます。

初年度に翌期1年分を前払すれば、何と23か月分の掛け金を損金処理出来ます。金額で表すと、初年度は最大460万円の経費を計上出来ます。

ただし、共済の解約時には、一点注意する必要があります。

解約した場合、加入期間に応じて一定の掛け金が返納されます。返ってきた掛け金は、税法上は利益として扱われます。その為、法人であれば益金、個人事業主ならば所得として見なされ、税金が課税されます。したがって、共済解約のタイミングには、十分注意を払わなくてはなりません。タイミングが悪いと、せっかくの節税効果が軽減してしまいます。

② 中小企業退職金共済

中小企業退職金共済とは、従業員の退職金（社長や役員の退職金ではないので注意しましょう）を積み立てる共済制度です。

この共済の掛け金も同様に、全額を損金算入出来ます。従業員の退職金を積み立てながら、節税対策も出来ます。いわば、一石二鳥の節税対策と言えます。この共済を利用するには、「従業員全員の加入」が必須条件です。

(3) 少額減価償却資産の特例活用

10万円以上の設備・資産は、減価償却費として数回に分けて損金処理する必要があります。つまり、その年にまとめて経費として計上できません。その分節税効果も低減します。しかし、条件次第では、一括でその年度の経費に出来ます。

この制度は、「少額減価償却資産の特例」と呼ばれます。

この特例を利用する為には、下記の条件をクリアするのが不可欠です。

- ・ 30万円の資産
- ・ 年間300万円まで
- ・ 青色申告者である

つまり、30万円以内の資産を、年間300万円まで購入する場合には、節税効果を最大化できます。

4. 領収書やレシートを保管しておく

事業に関係する支出であれば、確定申告をする際に税務上の費用として処理することができます。費用として処理するために必要となるのが、その支出を証明する証拠。一般的に領収書と呼ばれるものがこれにあたります。レシートと呼ばれる会計明細がプリントされたものも同様です。

ところが、次のような支払をした場合、領収書が受け取れない場合があります。

- ・電車やバスに乗るときに支払う運賃
- ・移動中に取引先へふるまった自動販売機の缶ジュース代
- ・得意先訪問前に情報をチェックするため駅の売店で買った新聞や雑誌
- ・割り勘で支払うことになった打ち合わせの喫茶代
- ・個人のカード決済による仕事用にダウンロードしたアプリケーションの代金
- ・関係先のご祝いやご不幸での、ご祝儀や香典などの出費

また、せっかく発行してもらった領収書をなくしてしまったということがあるかもしれません。

領収書なしやレシートなしの状態での支出をあきらめずに税務上の費用にするために、出金伝票の切り方を覚えておきましょう。

(1) 出金伝票とは

出金伝票と呼ばれるものは、事業を行っている者が現金を支払った際に起こす書類のひとつです。書式に規定はなく、単なるメモの一種とも言えますが、税務署がチェックしても問題のない内容を備えていることが大切になります。

(2) 出金伝票の書き方

出金伝票は、市販されているものを使うのが一般的です。会社によっては独自の項目（仮払精算や立替精算など）を盛り込んだオリジナルの書式を使っていることもあります。

このように外見は異なっても、出金伝票として成立する要件がそろっていれば、領収書なしで経費として精算しても問題ありません。

(3) 出金伝票の要件

出金伝票として成立させるためには、次の4項目が記載されていることが必要です。

- ・支払いをした日付
- ・支払いをした相手の名称
- ・支払った金額
- ・支払いの目的や品物・サービスの内容

(4) 出金伝票の保存

出金伝票は、会計処理をしたあともほかの税務書類と一緒に資料として保存する必要があります。交通費は業務日報が出金の内容を裏付けてくれますので、一緒に保存するようにします。

案内状やビジネス・セミナーの入場チケットなども、それだけでは証拠書類になりにくいですが、出金伝票と一緒に保存すれば、有効な証拠書類になるので活用してください。

(5) 現金出納帳の併用

領収書やレシートの受け取りができなかったというのは、現金で支払っているケースが多いのではないのでしょうか。現金での支払いであれば、出金伝票のほかに現金出納帳への記帳をしておきましょう。

現金出納帳は現金の出金・入金が時系列に記載されているので、適正な会計処理のなかで出金伝票が起こされていたことを示す証拠になります。

(6) 電子決済などでの支払いの場合

最近では、財布を持ち歩かないという人もいるほど、キャッシュレスで生活ができるようになっていきます。

しかし、証拠書類を残すために、領収書なしのキャッシュレス支払いはひと手間かける必要があります。

・ICカード乗車券など

ICカード乗車券の利用も、寸暇を惜しんで移動するビジネス・パーソンにとってはなくてはならないツールです。JR東日本の「モバイルSuica」では、定期券や新幹線の乗車券・グリーン券・特急券をキャッシュレスで購入でき、手間も時間も少なく済みます。

領収書の発行がないこのサービスを経費にするには、パソコンで利用明細（領収書）を印刷して出金伝票に添付する方法があります。詳細はJR東日本のサイト（履歴印字（パソコンのみ） | モバイルSuica 利用法）を参照してください。

このほか、航空各社のインターネット発券サービスでは、別途領収書の発行サービスを行っていますので、利用の際は確認・問い合わせをしてください。

・ETC利用料金

ETCが普及したおかげで、高速道路を利用する際に料金所で現金受け渡しにもたつくようなことが少なくなりました。その代わりに、現金と引き換えに受け取っていた領収書兼利用明細書も手元に残らず、記憶を頼りに出金伝票を起こそうとして苦労している人も多いのではないのでしょうか。

ETCを利用した際には、後日クレジット会社から送られてくる請求書に利用明細が添付されます。これが出金伝票の代わりになりますが、タイムラグがあるので不便です。

そこで利用したいのが、インターネットの「ETC利用照会サービス」です。ここでは過去62日間（非登録型サービスの場合）の利用証明書を発行することができます。詳細はETC利用照会サービスのサイトを参照してください。

なお、料金所の現金精算レーンでETCカード支払いをすると、その場で、現金での支払い時と同様に領収書兼利用明細書を発行してもらえます。

再転相続

1. 再転相続とは

再転相続とは、相続人が被相続人の相続をするかしないかを選択しないまま死亡してしまった場合に発生する相続で、例えば祖父が死亡して父がその相続の手続きをしない間に死亡した結果、孫が祖父と父の相続をするというケースが分かりやすいかと思います。

再転相続による手続きは、連続した2つの相続についてそれぞれ対処が必要なことから、通常の相続よりも複雑になりがちです。高齢化社会が進む現在、再転相続の事案が増える傾向にあるといわれているので、いざという場合に備えて知識を蓄えておくのは決して無駄ではありません。

2. 再転相続の具体例

再転相続の具体例としては、次のような場合が考えられます。

・ケース1

被相続人Aが死亡し、相続が開始した。

Aの法定相続人は、配偶者Bと子のC、Dである。

被相続人Aが死亡してから1か月後にAの配偶者のBも死亡した。Bの相続人は子のC、Dのみである。

このような事例は、A夫婦が高齢であるような場合に起きることが想定されます。この場合、CとDは、Aの法定相続人であると同時に、Bの法定相続人でもあるので、それぞれの相続について、承認するか放棄するかを選択をしなければならないことになります。

・ケース2

被相続人Aが死亡し、相続が開始した。

Aの配偶者Bは既に他界しており、Aの法定相続人は、子のCとDのみである。

Cは、Aの相続について相続を放棄したが、Dは、Aの相続について、相続を承認するか放棄するかを選択する前に死亡した。

Dの相続人は配偶者のEと子のFのみである。

このような場合、Dの法定相続人であるEとFは、Dの相続について承認するか放棄するかを選択しなければならないことに加え、Aの相続についても承認するか放棄するかを選択しなければなりません。

そして、もし、EとFがAの相続について放棄するという選択をした場合、Aの相続人の地位は、次順位の法定相続人（Aの尊属（両親等）か、Aの尊属が死亡している場合はAの兄弟姉妹）に移ることになります。

3. 再転相続の相続放棄の考え方

相続放棄は通常、被相続人が亡くなってから3か月以内に手続きをしなければなりません。期限までに手続きをしなければ、相続を承認したことになります。

再転相続は、第1相続の相続人が相続を承認・放棄する前に死亡することで起こります。

つまり、再転相続の相続人は第1相続と第2相続の両方について相続を承認するか放棄するかを判断することになります。

4. 再転相続の熟慮期間

原則、相続の放棄をする場合には3か月以内におこなわなければなりません。この放棄をするのか承認をするのか考える期間を熟慮期間といいます。

通常の相続においては、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月ということになりますが、第1の相続、第2の相続と熟慮期間の間に相続が続いてしまう場合の熟慮期間はどうなるのでしょうか。

再転相続のように、相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合には、その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知ったときが熟慮期間の起算点となります。

・ケース3

祖父Aが2月1日に死亡、その相続人である父Bが相続を承認するか放棄するか熟慮している期間中の4月1日に死亡してしまった。

このようなケースにおいては、父Bの息子である子Cは、祖父Aと父B両方の相続分を承継することになります。

上記の例で説明すると、子Cが父Bが死亡したことを知ったときからということになります。父Bは4月1日に死亡していますが、子Cがこの死亡の事実を同日の4月1日に知った場合には、そのときが起算点となり、7月1日までの3か月が熟慮期間ということになります。

再転相続の場合、子Cは、祖父Aと父B両方の相続分を承継するわけですが、もし子Cが祖父Aの相続が開始されたことを父Bの死亡以前に知っていた場合であっても、祖父Aの相続分を承認するか放棄するか熟慮期間も7月1日までとなります。

再転相続では、すでに述べたように、「相続人（父B）が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合には、その者（父B）の相続人（子C）が自己（子C）のために相続の開始があったことを知ったとき」となるからです。

5. 再転相続の単純承認と相続放棄の関係

上記の例で説明すると、子Cは、祖父Aと父B両方の相続分を承継しますが、それぞれの財産の相続を承認するか放棄するかは選択の仕方によって、できる場合とできない場合があります。

- ・祖父Aと父B両方の財産を相続する
⇒できる
- ・祖父Aと父B両方の財産を放棄する
⇒できる
- ・祖父Aの財産は放棄して父Bの財産を相続 する
⇒できる
- ・祖父Aの財産は相続して父Bの財産を放棄 する
⇒できない

上表のとおり、祖父Aの財産は相続して、父Bの財産は借金しかないので放棄するという選択はできません。

これは、父Bは祖父Aの財産を相続する権利をもっていた相続人であったため、父Bの相続を放棄した場合には、祖父Aの相続する権利も放棄したということになるためです。

したがって、父Bの財産を相続放棄した場合には、別途、祖父Aの相続放棄の手続きをする必要はありません。

6. 代襲相続との違い

再転相続と似ているけれども異なるものに、代襲相続があります。

代襲相続とは、被相続人が亡くなったときに相続人がすでに亡くなっている場合の相続をさします。死亡だけでなく、欠格や廃除で相続できなくなった場合も含まれます。代襲相続では、亡くなった相続人の子が相続人になります。

代襲相続の典型的なパターンは、被相続人が亡くなった時点で、被相続人よりも先に被相続人の子が亡くなっている場合に、その被相続人の子の子（被相続人からみると孫）が、被相続人の相続に関して相続人となる場合です。この場合の、被相続人の孫を、代襲相続人といいます。

例えば、前記のケース2の事例の場合に、被相続人Aの子であるDが、被相続人Aよりも先に亡くなっていた場合、Dの子（Aの孫）であるFが、Aの相続について代襲相続人となるのです。

7. 数次相続との違い

再転相続と似ているけれども異なるものとして、数次相続もあげられます。

再転相続は、法定相続人が、第1の相続を承認するか放棄するか選択する前に亡くなる場合をいうのに対し、数次相続は、法定相続人が第1の相続について承認するという選択をしたものの、具体的な遺産分割を行う前に亡くなってしまった場合をいいます。

法定相続人が、第1の相続について、承認か放棄の選択をしないまま熟慮期間を経過した結果、法律上承認したものとみなされた場合も同様です。

再転相続においては、再転相続人は、それぞれの相続について承認するか放棄をするかを選択できるのに対し、数次相続の場合は、既に第1の相続については承認していることから、第2の相続の法定相続人は、第1の相続については放棄をすることはできなくなります（例えば、前記のケース2の事例の場合に、被相続人Aの子であるDが、Aの相続を承認した後、具体的な分割を行う前に亡くなった場合、Dの法定相続人であるEとFは、Dの相続については承認するか放棄するかを選択できますが、Aの相続については放棄をすることができなくなります）。

8. 同時期に死亡した場合の相続について

家族が同時期に死亡した場合も、再転相続が起こる事例の一つといえます。

例えば、夫Aと夫の両親B、Cが同時に交通事故に逢ってしまった場合についてみてみます。

A、B、Cの3人が交通事故で即死してしまった場合、民法上、同時死亡の扱いとなり、A、B、Cの間では相続が発生しないこととなります。ですから、この場合、夫の両親であるB、Cの遺産をAは相続しないことになるので、B、Cの財産をAの相続人が相続することはありません。

これに対し、A、B、Cは交通事故に逢った際に、B、Cは即死だったが、Aは重傷で病院に運ばれて治療を受けていたものの、交通事故の3日後に亡くなってしまった、という場合、B、Cが死亡した時点でB、Cについて相続が開始し、Aはその法定相続人となりますが、B、Cの相続について、承認するか放棄するかを選択をしないまま亡くなったことになるので、再転相続が起きたこととなります。

この場合、Aの法定相続人は、Aの相続と同時に、B、Cの相続についても承認するか放棄するか判断をする必要が出てくることになるのです。

9. 複数の相続が発生したときは

このように、再転相続には、複数の相続について承認するか放棄するか判断が必要になります。また、関係者が亡くなった順番や時期によっては、再転相続となるのか、それとも、代襲相続や数次相続の問題となるのかわかりにくい場合もあります。

相続問題は、放っておくと関係者が増えていたり、期間の経過によって放棄ができなくなったりして、思わぬ不利益を被ることが少なくありません。ですから、なるべく早い段階で対策をとることが大切です。何か不明な点があれば、専門家である弁護士等に相談して、先延ばしにしないことが重要です。

法人税入門

第3章

【費用の税務】

11 引当金

(5) 貸倒引当金の経理

貸倒引当金とは、翌期の債権の回収不能のリスクを考慮した上で、期末に一定額を回収不能見込額として計上する金額のことをいいます。

貸倒引当金は、

差額補充法と洗替え法

の2つの計上方法があります。

差額補充法とは、

貸倒引当金の残高と今回の貸倒引当金設定額の差額を計算し、

足りない差額分を貸倒引当金として損益計算書の費用として計上する方法です。

例えば、残高が100,000円であり、今回設定したい貸倒引当金の設定金額が150,000円の場合は下記のような仕訳をすることになります。

(借方)	(貸方)
貸倒引当金繰入 50,000円	貸倒引当金 50,000円

こちらの仕訳をすると、そもそもの100,000円の貸倒引当金残高に50,000円が加算されて150,000円となるわけです。

一方、洗替え法の場合は、下記のような仕訳を2本をきるすることになります。

(借方)	(貸方)
貸倒引当金 100,000円	貸倒引当金戻入 100,000円

(借方)	(貸方)
貸倒引当金繰入 150,000円	貸倒引当金 150,000円

法人税法上は洗替え法が原則となりますが、差額補充法を採用することも認められています。

つまり、どちらを採用してもよいわけですし、税額にも、最終的な純利益にも影響はないわけですが、融資対策を考えた場合は、差額補充法を採用した方が有利になります。

上記の仕訳からもわかるように、差額補充法を採用すると費用は50,000円の計上で済むことになります。

ところが、洗替え法の場合は、経費に150,000円計上しなくてはなりません。もちろん、貸倒引当金戻入により収益が100,000円計上されるので差し引きでは50,000円の損失で済んでいるので、差額補充法と変わりがないように見えます。

しかし、注目しなければならないのは、貸倒引当金戻入は特別利益の中に表示されてしまうということです。特別利益は、損益計算書上では営業利益よりも経常利益よりも下で調整される項目ですので、洗替え法を使うと、営業利益や経常利益の金額は減ってしまうことになります。

上記の例で、洗替え法を採用した場合の営業利益が100万円であると仮定した場合、差額補充法を採用することにより営業利益を110万円とすることができます。

営業利益は金融機関が格付け評価をする際に重視する項目ですので、少しでも金額が大きいがよいことになります。このことから、貸倒引当金の計上に関しては、必ず差額補充法を選択するようにしてください。

さらに、差額補充法を採用した方が良い理由は、営業利益や経常利益のを引き上げるという視点以外からも重要になります。実は、債務償還年数の観点からも、貸倒引当金計上には差額補充法を使う方が有利になります。各種金融機関、銀行は、貸倒引当金を債務（借入金）の償還財源となる費用とは見てくれません。これは少々小難しい話ではありますが、減価償却費のように、非資金性の費用として、債務償還財源として加算して評価してくれないということです。

繰り返しとはなりますが、営業利益や経常利益の視点からも、債務償還年数の視点からも差額補充法を選択して貸倒引当金を引き当てなければなりません。洗替え法の採用は、銀行格付け上は大分不利になるということをご理解いただければと思います。

◆◇ま と め◇◆

- 1 ポピュラーな引当金は、貸倒引当金である
- 2 引当金は、損金経理しなければ損金とはならない
- 3 引当金には、繰入限度額がある
- 4 貸倒引当金の対象となる貸金は、売掛債権と貸付債権である
- 5 個別注表記に記載された裏書手形や割引手形も貸金となる
- 6 貸倒引当金は、洗替え処理でも差額処理でもどちらでもよい

中小企業経営者のための

仕訳の実例

◎創立費償却の仕訳

1. 創立費償却とは

(1) 創立費償却の定義・意味など

◇創立費償却

創立費償却とは、創立費を繰延資産として資産計上した場合、その効果が及ぶ期間（償却期間）の決算時に償却を行う（費用化する）費用勘定をいう。

◇創立費

創立費は、登記をするまでの期間に会社設立のために支払う特別な費用。会計上の範囲と税法上の範囲では、その定義がすこし異なっている。

会計上の範囲では、以下のような費用を指す。

- ・会社を設立登記するために必要な登録免許税
- ・創立総会の費用
- ・証券会社などの金融機関の取扱手数料
- ・発起人への報酬
- ・事業に従事する使用人の給与
- ・創立事務所などの賃借料
- ・株主を募集するための広告費
- ・株式申込証、目論見書などを印刷する費用
- ・定款やその他の規則を制作するための費用

税法上の範囲は、会社設立のために必要と判断された支出で、その金額を負担することが定款で決められていなかったり、定款に記された金額よりも多くの支出をした場合であっても設立した会社の負担と認められる。そして実務もこの認識に従って行われる。

◇繰延資産

繰延資産とは、本来は費用に分類されるものの中で、その効果が将来にわたり継続するとされるものを指す。そもそも、会社を設立するために支払った費用は、会社が存続しているかぎり、効果をもたらすと考えられる。支出なのになぜ資産かという、その支出により利益を生み出す「会社」ができたためである。

繰延資産には、会計上の繰延資産と、税務上の繰延資産があります。会計上の繰延資産は、税務上は任意償却であることがポイント。

(2) 他の勘定科目との関係

◇会計上の繰延資産

繰延資産の償却費は繰延資産の種類に応じて、次の専用の費用勘定で償却を行う。また、これらの償却費をまとめて繰延資産償却費勘定を用いて処理してもよい。

繰延資産の種類	償却費の勘定科目
創立費	創立費償却
開業費	開業費償却
開発費	開発費償却
株式交付費	株式交付費償却
社債発行費	社債発行費償却
新株予約権発行費	新株予約権発行費償却

(3) 創立費償却の目的・役割・意義・機能・作用など

法人の設立登記までに法人の設立のために支出する諸費用は、原則として、支出時に創立費勘定（費用）を用いて費用計上したうえ、営業外費用として処理する。

ただし、同じく創立費勘定（資産）を用いて繰延資産に計上することもできる。

2. 創立費償却の決算書における位置づけ等

(1) 創立費償却の財務諸表における区分表示と表示科目

損益計算書 > 経常損益の部 > 営業外損益の部 > 営業外費用
> 創立費償却（または繰延資産償却費）

(2) 区分表示

◇営業外費用

創立費償却は営業外費用に属するものとして表示する。

(3) 表示科目

◇創立費償却

創立費償却は財務諸表等規則93条で原則として区分掲記が定められている

3. 創立費償却の会計・簿記・経理上の取り扱い

(1) 会計処理方法

◇償却期間・償却方法

創立時にかかった費用は、原則として支出時の費用（営業外費用）として処理する事になる。ただし、創立費として資産計上した場合、後の事業年度で償却によって費用化する事も可能。

繰延資産の償却方法には、以下の2つの方法が有る。

- ・均等償却
- ・任意償却

均等償却では、税法で定められた期間にわたって月割で損金算入する事になる（法人税法第32条1項）。

一方の任意償却は、自由に償却費を計上する方法。予め何年か決めて、一定の金額を損金に算入しても良いし、「今期は赤字だから償却しないでおこう」「今期は黒字が大きいので全額償却しよう」といった償却も出来る。

そして、創立費には後者の任意償却が適用される（法人税法施行令第64条第1項）。したがって、創立費は自分の好きな様に損金算入する事が可能。

(2) 使用する勘定科目・記帳の仕方等

◇創立費償却・創立費

決算にあたり、利息法又は定額法により計算された当期分の償却費を計上するときは、その償却額を創立費償却勘定の借方に記帳して費用計上するとともに、創立費勘定（資産）の貸方に記帳して減少させる。

(3) 取引の具体例と仕訳の仕方

1 設立費・開業費を償却したとき

例題 前期より繰越された創立費30万円、開業費20万円があるが、今決算期末に商法に基づいて償却したい。創立費は既に4年分償却し、開業費は3年分償却済みである。

期末日	創立費償却	300,000	創立費	300,000
	開業費償却	100,000	開業費	100,000

★ポイント★① 繰延資産（開業費）の償却費の計算については、60か月の均等償却又は任意償却のいずれかの方法によることとされています（所得税法施行令第137条第1項第1号、第3項）。

② 税法上では、商法上の繰延資産は社債発行差金を除いて、会社の意思で自由に償却できる。会社の方針で、一事業年でも全額償却できる。

4. 創立費償却の税務・税法・税制上の取り扱い

◇消費税の課税・非課税・免税・不課税（対象外）の区分
不課税取引（課税対象外）

創立費償却は消費税の課税対象外である。